

生産行程管理業務規程

(作成日) 平成 30 年 11 月 12 日

(更新日) 令和 4 年 4 月 1 日

1 作成者

住所 (フリガナ) : (〒043-0102) ホッカイドウニシグンオトベチヨウアザモトマチ 北海道爾志郡乙部町字元町520 番地

名称 (フリガナ) : ひやまギョギョウキョウドウクミアイ 漁業協同組合

代表者 (管理人) の氏名 : ダイヒョウ リジクミアイチョウ 代表理事組合長 クドウ ユキヒロ 工藤 幸博

ウェブサイトのアドレス :

2 農林水産物等の区分

区分名 : 第 7 類 水産加工品類

区分に属する農林水産物等 : 加工魚介類 (干しなまこ)

3 農林水産物等の名称

名称 (フリガナ) : 檜山海参 (ヒヤマハイシェン)、Hiyama Haishen、

4 明細書の変更

生産者団体であるひやま漁業協同組合 (以下「ひやま漁協」という) は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

- (1) ひやま漁協は、その職員の中から生産行程管理者を置く。生産行程管理者は、生産業者 (生産業者によるグループ協業体を含む。以下同じ。) から製造の記録となる「檜山海参加工日誌」 (参考様式 1、以下同じ。) 及び「檜山海参加工月報」 (参考様式 2、以下同じ。) を翌月 10 日までに提出させ、その内容を確認するとともに毎月実施する巡回確認及び三か月毎に行う製品品質確認検査を行うことにより、明細書の生産方法に記載された各基準 (以下「生産基準」という。) を遵守して生産していることを確認し、「検査報告書」 (参考様式 3 (その 1)、製品品質確認検査の実施月にあつては参考様式 (その 2) も添付、以下同じ。) によりひやま漁協組合長に報告する。

- (2) 生産業者は、ひやま漁協が発行した納入伝票（魚種名、採取方法、重量を明記されていること。）を適切に保管し、生産行程管理者の求めに応じ示せるようにしておく。
- (3) (1) の確認等において、生産業者が生産基準を遵守しないで生産していることが疑われた場合には、生産行程管理者は臨時の現地確認調査を行い、確認結果を「現地確認・指導状況報告書」（参考様式4、以下同じ。）にとりまとめの上、すみやかにひやま漁協組合長に報告する。

6 明細書適合性の指導

- (1) ひやま漁協は、5 (1) の確認時において、生産基準のいずれかを満たしていないと疑われる場合には、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、ひやま漁協は、是正されるまでの間、当該生産業者の生産する干しなまこを「檜山海参」として出荷させないこととする。生産行程管理者は、これらの指導及びその結果を「現地確認・指導状況報告書」に記録する。
- (2) ひやま漁協は、年に一回以上、生産業者に対し、講習会等の機会を設け、生産基準を遵守するよう指導する。

7 地理的表示等の使用の確認

- (1) 生産行程管理者は、5 (1) の確認時において、生産基準をいずれも満たした干しなまこについてのみ「檜山海参」及びG I マークが使用されているかを確認する。この際、地理的表示である「檜山海参」及びG I マークを使用している者及びこれらの使用がされているもの（例えば、出荷用の化粧箱や紙箱など）についても確認し、毎月末までに「検査報告書」をひやま漁協組合長に報告する。
- (2) また、(1) の確認において、以下の干しなまこが含まれていないことも確認する。
- ア 生産基準のいずれかを満たしていない干しなまこであるにもかかわらず、地理的表示である「檜山海参」及びG I マークが使用されている干しなまこ
 - イ 地理的表示である「檜山海参」のみが使用されている干しなまこ
 - ウ G I マークのみが使用されている干しなまこ
 - エ 地理的表示である「檜山海参」に類似する表示又はG I マークに類似する標章が使用されている干しなまこ

8 地理的表示等の使用の指導

- (1) ひやま漁協は、7において不適正な表示が確認された場合、当該表示を行った生産業者に対し警告を発し、是正を求めるとともに、是正されるまでの間、当該生産業者が生産する干しなまこを「檜山海参」として出荷させないこととする。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、ひやま漁協は、定款に基づ

き、当該生産業者の除名等を行うことができる。生産行程管理者は、これらの指導及びその結果を「現地確認・指導状況確認書」に記録する。

ア 生産基準のいずれかを満たしていない干しなまこであるにもかかわらず、地理的表示である「檜山海参」及びG I マークが使用されている場合

イ 地理的表示である「檜山海参」のみが使用されている場合

ウ G I マークのみが使用されている場合

エ 地理的表示である「檜山海参」に類似する表示又はG I マークに類似する標章が使用されている場合

(2) ひやま漁協は、6 (2) に記載の講習会等の機会において、生産業者に対し、適正な地理的表示等について遵守するよう指導する。

9 実績報告書の作成等

ひやま漁協は、1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までを一年度として、年度終了後 1 か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

(1) 審査要領別添 5 「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書

(2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、「検査報告書」及び「現地確認・指導状況報告書」

(3) 提出時における最新の明細書

(4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

ひやま漁協は、前記 9 (2) において提出した資料に加えて (1) についてはひやま漁協の事務所に、(2) については生産業者にその提出の日から 5 年間、保存するものとする。

(1) 「檜山海参加工日誌」及び「檜山海参加工月報」

(2) ひやま漁協の発行した納入伝票

11 連絡先

住所又は居所：([REDACTED])
[REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

令和 年 檜山海参加工日誌（ひやま漁協）

（記載上の注意）以下の様式に漏れのないように必要事項を記載する。
記載の条件に該当する場合は□欄に☑を入れること。

《基礎データ》

生産業者名 ※協業体の場合グループ名			
ナマコ採取日	月 日	ナマコ砂出期間	至 月 日
加工開始日	月 日	製品完成日（最終）	月 日
加工地（住所）			

《生産の方法チェック一覧》

原料	☐ ひやま漁協の納入伝票がある（魚種・採取方法・重量も記載）	納入伝票の重量 （ kg）
	☐ 北海道檜山地域の地先海面において漁獲されたなまこである	水揚げ港 （ 漁港）
	☐ 漁網（たも網を除く。）を使用して漁獲されたものでない （ ☐ はさみ・ ☐ たも網・ ☐ 潜水器）	
	☐ 前処理前まで生きた状態が保たれた	保管（砂出）場所 （ ☐ 水揚げ港内水槽）
前処理	☐ なまこの腹面を切り、腸と砂・泥を取り出し、真水または海水できれいに洗い流した	内蔵除去重量 （ kg）
ボイル	☐ 真水を使用しボイルした ボイル中の湯温や時間は、適度に調節した	ボイル温度 （ °C～ °C）
	☐ ボイル後ざるになまこを移し、余熱を取った後、内蔵等の残りを除去した	
	☐ 再度ボイルした（再煮） （方法は最初のボイルと同じ）	ボイル温度 （ °C～ °C）
	☐ 煮熟後の塩蔵処理は行っていない ☐ 煮熟過程で食品添加剤等は加えていない	再煮後重量 （ kg）
乾燥	☐ 再煮後に余熱を取った後、干し台（プレート）に並べて乾燥させ、重量の低下がほぼ無くなる程度に乾燥させた	
	乾燥法： ☐ 天日乾燥・ ☐ 送風式機械乾燥・ ☐ 真空凍結乾燥 （必要に応じ行うもの： ☐ 凍結・ ☐ あんじょう・ ☐ 二番煮）	

《出荷規格・最終製品の形態及び地理的表示》

☐ 右記のいずれにも該当しない干しなまこである	乾燥不十分のため、指で押して曲がる	乾燥品重量 （ kg）
	カビ、異臭がある	
	疣足の突起に覆われたような外観を損なっている	
	裁割過剰品、外傷の深い製品その他全体外観が顕著に悪い	

《地理的表示》

☐ 上記の確認が得られたもののみ「檜山海参」及びGIマークを使用している	「檜山海参」及びGIマークを表示しているもの	出荷用化粧箱 （ 箱）
		紙 箱 （ 箱）
		その他の内容・数量 （ ）

出荷基準を満たさなかった干しなまこ

(数量)

(用途)

☐ 「檜山海参」、「檜山ナマコ」及びその類似等表示を使用して
出荷していない

《備考》

参考様式2

令和 年 檜山海参加工月報[月分] (ひやま漁協)

生産業者名 ※協業体の場合グループ 名								
(記載上の注意) 以下の様式に漏れのないように必要事項を記載する。 記載の条件に該当する場合は口欄に☑を入れること。								
ロットNo	乾燥重量 (kg)	明細書 適合性の 確認	適正な 地理的表示等 の使用の確認	加工日誌 の記載	「橿山海参」及びGIマークを表示しているものの内訳			備考
					化粧箱 (箱数)	箱 (箱数)	その他 (内容・数)	
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
		☐	☐	☐				
合計		-	-	-				

※ロットNoは、最終の製品完成日に当たる月のものを記載

検 査 報 告 書

年度: 令和 年度

生産業者名(協業体の場合グループ名):

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
書 面 確 認	生産月の翌月10日までに提出された。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	榑山海参加工日誌、榑山海参加工月報の内容から明細書に記載された生産の方法に適合した生産や地理的表示等(「榑山海参」及びGIマーク)の適正な使用が行われていることを確認した。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	実 施 日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
巡 回 確 認	確 認 場 所											
	立 会 者 名											
	生産の方法は明細書に記載された生産の方法に適合していた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
現 地 確 認・指 導 状 況 報 告 書 の 提 出 の 有 無 (いずれかに○)	生産行程管理業務規程に従い、地理的表示等(「榑山海参」及びGIマーク)が適正に使用されていた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	榑山海参加工日誌、榑山海参加工月報は適切に記載されており、納入伝票も適切に保管されていた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	有 / 無	有 / 無	有 / 無	有 / 無	有 / 無	有 / 無	有 / 無	有 / 無	有 / 無	有 / 無	有 / 無	有 / 無
生 産 行 程 管 理 者 確 認 印												
組 合 長 確 認 印 (確 認 日)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)

※○には、該当事項にチェックを入れる。

生産業者名(協業体の場合グループ名):

※仕荷規格との適合性の判定は、確認した製品の全てが仕荷規格に適合した場合とは、適合しない場合とは、それ以外の場合は適合に○を付けること。

参考様式4

現地確認・指導状況報告書

ひやま漁業協同組合長 様

令和 年 月 日

作成者： _____ 印

1. 生産業者名（協業体の場合グループ名）

2. 違反が疑われる内容

3. 現地確認状況

（1）実施日 令和 年 月 日

（2）確認場所

（3）確認者名

（4）対応者名

（5）結 果

4. 指導の内容

（1）指導日 令和 年 月 日

（2）指導内容

5. 指導結果

※4. 5については、生産行程管理者からの提出後にひやま漁業協同組合が追記できるものとするが、追記した者の氏名と追記した年月日を記載する。